

岩木川流域下水道岩木川浄化センター
汚泥有効利用施設整備運営事業

肥料売買契約書(案)

令和4年11月

青森県

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 第1条（総則） | 2 |
| 第2条（本契約の目的） | 2 |
| 第3条（肥料の授受および利活用） | 2 |
| 第4条（肥料の価格） | 3 |
| 第5条（肥料の買取代金の支払方法） | 3 |
| 第6条（実績確認） | 3 |
| 第7条（天災事変等の場合） | 3 |
| 第8条（有効期間） | 3 |
| 第9条（その他） | 4 |
| 別紙1 年度別の肥料単価および買取額(第4条)..... | 5 |

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
肥料売買契約書（案）

- 1 件名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
肥料売買契約書
- 2 売買物件 品名：肥料
品質・形状：●●
- 3 契約単価 肥料1tあたりの売買単価
金 _____ 円/t
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額) 金 _____ 円
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和28年3月31日まで
- 5 引渡場所 青森県弘前市大字津賀野字浅田 岩木川浄化センター内

上記の売買物件(以下「物件」という。)について、売却者である青森県中南地域県民局長(以下「売主」という。)と、買受者である●●(以下「買主」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、売却者が買受者その他の者との間で締結した令和○年○月○日付基本協定書(その後の変更を含み、以下「基本協定書」という。)の定めるところに従い、次の条項によって、物件の売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 住所

氏名

買主 住所

氏名

売却者である売主と、買受者である買主は、下記条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 本契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

2 本契約の履行に関して売主と買主の間で用いる計量単位は、入札説明書等または技術提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。

3 本契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)および商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

4 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 本契約に係る訴訟については、青森地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

6 買主は、入札説明書等に記載された情報およびデータのほか、本契約締結時に利用しうる全ての情報およびデータを十分に検討したうえで、本契約を締結したことをここに確認する。また、買主は、かかる情報およびデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本契約上の義務の履行を拒み、本契約を解除し、本契約の無効もしくは取消しを主張し、または損害賠償その他の請求を行う(本業務の困難さ、またはコストを適切に見積ることができなかつた等の理由を問わない。) ことができないことを確認する。ただし、買主の当該情報およびデータの未入手が、入札説明書等の誤記等売主の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

7 本契約において定義されていない用語については、本契約に別段の定義がなされている場合または文脈上別意に解すべき場合でない限り、要求水準書または基本協定書に定義された意味を有するものとする。

(本契約の目的)

第2条 本契約は、売主と買主の肥料の売買に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 買主は、本契約の有効期間の全期間において、肥料の適切な利用が継続されることが、売主における将来的に安定した地産地消やリサイクル施策、その他の公益事業に資するものであることを認識し且つ了解しており、肥料の買取りおよび肥料としての利用を確保するものとする。

3 売主および買主は、相互の立場を尊重し、各々誠実にその義務を履行する。

(肥料の授受および利活用)

第3条 買主は、売主が製造した肥料を全量買い取るものとし、速やかに引き取るものとする。

2 肥料の授受の頻度、方法その他授受に必要な事項は、売主と買主の間で協議して定めるものとする。

3 買主は、本契約に基づき売主から買い取る肥料の全量を売却し、かかる売却先(以下

「売却先」という。)をして利用せしめるものとする。

- 4 第1項および第2項の定めるところに従って売買される肥料に関し、売主は、買主その他の第三者に対し、いかなる契約不適合責任も負担しないものとする。

(肥料の価格)

第4条 肥料の価格は、別紙1に記載した買取単価を基に算出するものとする。

- 2 前項の買取単価は、経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は、肥料としての価値、引渡地までの運送に要する費用、その他所要の要素を考慮して、売主と買主とで協議し、変更できるものとする。ただし、かかる変更を行う場合であっても、買取単価を1トンあたり100円(税抜き)を下回る価格に変更することはできないものとする。

(肥料の買取代金の支払方法)

第5条 買主は、四半期毎に、売主および買主が協議して定めた日までに、当該四半期に含まれる月の月報に記載された肥料製造量(但し、毎年3月分の肥料製造量については、売主および買主が協議により決定した算定方法により定める量とする。)の合計額に買取単価(別紙1参照)を乗じて得た額を、肥料の売買代金として売主の発行する納品通知書兼領収書に基づき売主に納入しなければならない。なお、肥料の売買代金の支払いに要する費用については、買主の負担とする。

- 2 前項の支払が遅れた場合、買主は、当該支払に係る支払期限の翌日以降、当該支払が完了する日まで、支払うべき額について遅延日数に応じ年●パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。

(実績確認)

第6条 売主が肥料利用に係る実績の確認を行う場合には、買主はこれに協力するものとする。

(天災事変等の場合)

第7条 天災事変その他やむを得ない事由のために売主または買主の事業の継続が不可能または困難となった場合の取扱は、売主と買主とで協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和28年3月31日または維持管理・運営委託契約が終了した日のいずれか早い方の日までとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、売主は、工事請負契約が契約の目的達成により終了するときを除き、事業契約のいずれかが解除されまたは終了したときは、本契約を解除することができるものとし、当該解除により買主または売却先その他の第三者に損害が生じても、売主はその責を負わないものとする。

(その他)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、または本契約に定めのない事項については、売主と買主とで協議して定めるものとする。

別紙 1 年度別の肥料単価および買取額 (第 4 条)

| 年 度 | 肥料単価 (円/ t) | 肥料の 買取予定量 (t/年) | 肥料の 買取予定額 (円/年) |
|--------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 令和8年度 | | | |
| 令和9年度 | | | |
| 令和10年度 | | | |
| 令和11年度 | | | |
| 令和12年度 | | | |
| 令和13年度 | | | |
| 令和14年度 | | | |
| 令和15年度 | | | |
| 令和16年度 | | | |
| 令和17年度 | | | |
| 令和18年度 | | | |
| 令和19年度 | | | |
| 令和20年度 | | | |
| 令和21年度 | | | |
| 令和22年度 | | | |
| 令和23年度 | | | |
| 令和24年度 | | | |
| 令和25年度 | | | |
| 令和26年度 | | | |
| 令和27年度 | | | |
| 合 計 | — | | |